

循環型社会の形成に向けた「循環型社会地域支援事業」募集要領

平成22年度 循環型社会地域支援事業の募集について

平成22年2月

「循環型社会地域支援事業」募集要領・・・・・・・・・・ 1

「循環型社会地域支援事業」申請様式・・・・・・・・・・ 6

循環型社会の形成に向けた「循環型社会地域支援事業」募集要領

1. 事業の目的

循環型社会の形成を推進するためには、国民、事業者、地方公共団体、国などの各主体が適切な連携と役割分担のもと責任をもって、3R（発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）の取組を積極的に進める必要があります。特に、地域レベルでそれぞれの特性にあった循環の取組を進め、これらをつなげた地域ネットワークを構築することにより、効率的・合理的な循環型社会が形成されるものと考えられます。

現在、リサイクル関連施策は個別の法律によって取組が進められていますが、ごみの発生抑制（リデュース）や、ものを何度も繰り返し使うリユースの取組は、まだ改善・充実の余地があり、一層取組を強化していく必要があります。

このため、環境省では、NGO/NPOをはじめとする民間の団体や事業者が地方公共団体等と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域に普及するような発展性のある先進的な事業を公募し、実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を発掘・支援します。

2. 本事業の内容

対象とする事業は、次の（1）から（3）の全てに合致するものであることとします。

（1）対象とする事業の範囲

- ① 3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）やグリーン購入の推進などの循環型社会の形成に資する事業であること
※ 特に発生抑制：リデュース＜再使用：リユース＞を推進する事業。
- ② 事業主体が、地方公共団体及び地域の各種主体との連携・協働関係を築き、地域ネットワークが形成される事業であること
- ③ 近隣地域や他の地域に事業が普及するような、発展性のある事業であること
- ④ 計画の策定や検討のみではなく、当該年度中に具体的な事業が行われること
- ⑤ 単年度で終わってしまう事業ではなく、本事業による支援終了後も活動が継続される事業であること
- ⑥ 営利目的ではないこと

（2）応募団体の要件

公募の対象となる事業主体は、民間法人、任意団体等です。国、地方公共団体等は対象となりません。

なお、申請事業が、他の補助金または助成制度の適用を受けている場合は対象となりません。

(3) 支援期間

事業選考後の契約締結日から、平成23年3月18日（金）までとします。

なお、この期間は事業の完了に伴う報告書提出まで含みます。

3. 選考について

(1) 選考方法

地方環境事務所や環境本省において書類選考の後、有識者で構成された「循環型社会地域支援事業審査委員会」等による

- ① 書類選考
- ② ヒアリング

審査を行い、採択事業を決定します。

なお、審査のための追加資料の作成を依頼する場合があります。

(2) 選考基準

下記の基準に基づき選考を行います。

- ① 「循環型社会形成」に対する意義
 - …応募の内容が、本事業の趣旨に合致しているか。
- ② 「地域内での連携・協働」に対する意義
 - …地方公共団体との連携について、事前に調整が行われ、確保されているか。
 - …事業の実施によって、地方公共団体及び地域の各種主体のより良い連携・協働がなされているか。
- ③ 「具体性」
 - …契約期間中に、事業が遂行できるか。
 - …新しい事業を実施する上での経験やノウハウについて、経営コンサルタント等の人的側面も含め、十分に有しているか。
 - …新しい事業を実施するための資本など、ある程度の経営基盤を有しているか。
- ④ 「発展性」
 - …本事業による支援終了後も事業活動が継続し、他の地域に発展するなど活動が継続する見込みがあるか（財政・資金、人材・体制的な観点を含む）。
- ⑤ 「新規性」
 - …新しい事業として実施する価値のある新規性・先見性を有しているか。
- ⑥ 「地域の課題の反映」
 - …申請事業が、地域社会の課題を適切に把握した上で、課題解決の取組を見出しているか
- ⑥ 「その他」
 - ①から⑥までの基準を満たすための十分な体制として、
 - …組織として経営管理能力を有しているか
 - …事務処理、会計処理能力を有しているか

(3) 選考結果

選考結果は、平成22年6月頃（予定）文書にて連絡します。

採択された事業は、HP等を通じて公表します。

- * 採否の理由についての問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。
- * 採択された事業については、団体名、代表者名、活動エリア、プロジェクトの名称などを公表しますので、あらかじめご了承下さい。
- * 本公募は、国会での平成22年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますので、あらかじめご了承下さい。

4. 応募方法について

(1) 応募先

担当地方環境事務所名等	提出先
北海道地方環境事務所（担当：小林） （北海道）	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3F TEL 011-299-1952 FAX 011-736-1234
東北地方環境事務所（担当：佐々木、前田） （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県）	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL 022-722-2871 FAX 022-724-4311
関東地方環境事務所（担当：平野、鈴木） （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、 静岡県）	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL 048-600-0814 FAX 048-600-0517
中部地方環境事務所（担当：梅村、板倉） （富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、 愛知県、三重県）	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL 052-955-2132 FAX 052-951-8889
近畿地方環境事務所（担当：原、木下） （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県）	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マツダビル8F TEL 06-4792-0702 FAX 06-4790-2800
中国四国地方環境事務所（担当：井上、岡本） （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F TEL 086-223-1584 FAX 086-224-2081
高松事務所（担当：山本、小川） （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	〒760-0023 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F TEL 087-811-7240 FAX 087-822-6203

九州地方環境事務所（担当：溝手） （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	〒862-0913 熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0328 FAX 096-214-0349
--	---

（２）問い合わせ先

環境省各地方環境事務所 各担当 又は、
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
担当：岩山、相澤、松浦

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351（内6819）

FAX：03-3593-8262

電子メール：JUNKAN2@env.go.jp

（３）応募方法

所定の書式による申請用紙に必要事項を記入の上、申請書類一式（２部）を同封して、上記あて先まで郵送（宅配便でも可）してください。

* 応募先への持参、電子メール、FAXによる応募では受付ません。

* 申請書類は返却しません。あらかじめご了承ください。

募集要領及び申請用紙は環境省HP

(http://www.env.go.jp/recycle/circul/commu_support/)

からのダウンロードが可能です。

（４）申請に必要な提出書類

- ① 循環型社会の形成に向けた「循環型社会地域支援事業」 申請書（正本２部）
- ② 応募者の事業概要の把握に資する資料（団体紹介用パンフレット、掲載された新聞記事、事業報告書などの付属資料を添付し、該当箇所に付箋や枠などの目印をつけてください。）

（５）受付期間

平成22年2月10日（水）～平成22年3月19日（金）まで（当日消印有効）

5. その他

（１）契約の形態等

本事業は、循環型社会実現に必要な実証事業を実施する上で、必要な経費について負担するものです。ただし、事業終了後に資産として残る施設整備や購入金額が5万円以上となる備品等の購入等は対象としません。

契約の形態は環境省が事業発注する請負契約となり、契約金額については事業終了後の支払いとなります。

なお、実証事業の金額は、1事業あたり概ね100万円から1,000万円程度（税込み）とし、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上決定します。また、「循環型社会地域支援事業審査委員会」による審査及びヒアリング審査の結果、事業の熟度や具体性等に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

（2）採択された場合の留意点

- ①採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って書類の準備をお願いします。
- ②契約金額は、事業終了後の支払いとなります。
- ③事業報告会（平成23年3月に東京での開催を予定）への出席及び報告が求められます。
- ④採択対象事業は、事業完了期限である平成23年3月18日（金）までに、報告書を提出する義務があります。
- ⑤事業終了後であっても、事業の成果の普及・啓発等のための会議等への出席、報告等を要請する場合があります。

（3）成果の公表とフォローアップ

- ①採択した事業については、年度末時点での事業の成果を評価した上で、その活動状況を環境白書、ホームページ等を通じて全国に広く紹介し、公表します。
- ②一定期間（数年程度）、事業の進捗状況を確認するフォローアップ調査（当省によるヒアリングを含む。）を行います。